

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(災害危険区域)</p> <p>第3条の2 (第1項省略)</p> <p>2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</u>第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（<u>同法第13条第2項</u>の規定により造成主（<u>同法第2条第5号</u>に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地</p> <p>(第4号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略)</p>	<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(災害危険区域)</p> <p>第3条の2 (第1項省略)</p> <p>2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）</u>第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（<u>旧宅地造成等規制法第13条第2項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）</u>の規定により造成主（<u>旧宅地造成等規制法第2条第5号</u>に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地</p> <p>(第4号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略)</p>